

令和7年度 スクールライフサポート(就学援助)制度の お知らせ

★本事業は、令和7年度予算の成立が前提となりますので、内容等に変更が生じる可能性があることを、あらかじめご了承ください。



海老名市では、経済的な理由でお子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

海老名市教育委員会 就学支援課 ☎046-235-4918

《援助を受けられる世帯》

次の(1)または(2)の認定要件に該当する方

(1) 令和7年度または令和6年度で、次のア～オのいずれかに該当する世帯

- ア 生活保護が停止・廃止された世帯
※世帯変更による停止・廃止を除きます
- イ 市民税が減免されている世帯
※非課税世帯とは異なります
- ウ 国民年金保険料や国民健康保険税が減免(徴収猶予)されている世帯
- エ 児童扶養手当の支給を受けている世帯
※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります
※支給開始が年度途中の場合、支給開始後から認定
- オ 保護者(世帯主)が失業し、職業安定所に登録された日雇労働者の世帯

(2) 収入が少なく、お子さんを就学させることが経済的に困難と認められる世帯(所得審査)

【世帯所得の目安額(上限)】

世帯人数	持家	賃貸住宅
2人	234万円	316万円
3人	316万円	405万円
4人	360万円	449万円
5人	440万円	529万円
6人	517万円	612万円

※「収入」ではなく「給与所得控除後の金額」です。
 ※同居有無を問わず「子どもと生計を共にする方全員」の所得合計です。
 ※世帯構成、年齢、持家・賃貸等により目安額は異なります。目安額を下回っても否認定になる場合や、上回っても認定となる場合があります。
 ※目安額(認定基準額)は毎年度変更となる場合があります。

《必要な書類》

①海老名市スクールライフサポート申請書(別紙) ②添付書類(下表)

認定要件(上記参照)	添付書類	備考
(1)ア 生保停止・廃止	不要	★申請中の場合は、申請書裏面の理由欄外に「申請中」と記入してください。
エ 児童扶養手当		
イ 市民税減免	減免決定通知書(写し)	★減免を受けている方「全員分」が必要です。
ウ 年金・国保減免		
オ 日雇労働者	日雇手帳(表紙の写し)	
(2)経済的困難(所得審査)	①所得の書類 【4月審査の方】次のいずれか ・源泉徴収票(写し) ・確定申告書控え(写し) ・市県民税申告書控え(写し) 【6月審査の方】原則不要	★令和7年1月1日現在、住民票が海老名市にあり、申請書の「課税状況閲覧の同意」をした方で、6月審査の方は添付書類不要。 ★「令和7年度市県民税課税証明書」は、令和7年6月以降でないとい取得できませんのでご注意ください。
	②賃貸借契約書 賃貸物件居住者のみ(添付がない場合「持家」で審査します)	

所得の書類は、世帯で所得のある方全員分必要です!



提出方法 提出期限

◆提出期限

- 【第1回目 提出期限】 **令和7年2月14日（金）**
 ⇒4月審査で第1回目（4月）支給（令和7年4月下旬支給）
- 【第2回目 提出期限】 **令和7年4月18日（金）**
 ⇒6月審査で第2回目（7月）支給（令和7年7月中旬支給）

※書類不備等で確認ができない場合「**審査保留**」となり第1回目の支給はできません



★ご注意ください★

4月に所得審査で認定となった方は6月の市県民税課税確定後に**再審査**を行います。その結果「**否認定**」になった場合、**認定の取消と援助費を返還**いただく場合があります。

◆提出先

- 表面の「必要な書類」を、お子さんが在籍する「**学校**」へ提出
- ★**小6（新中1）**の方は、3月31日までは小学校へ、4月以降は中学校へ提出
- ★**新小1**の方は、就学予定の小学校へ提出

◆審査結果

【第1回目】4月上～中旬【第2回目】6月下旬～7月上旬に学校を通じて送付

援助の種類・支給予定額(年額・限度額)

支給費目	小学校		中学校	
学用品費	1年	1,630円	1年	3,730円
	4年	630円	2年	9,730円
	2・3・5・6年	—	3年	8,730円
通学用品費	2年～6年	2,270円	2年・3年	2,270円
新入学児童生徒学用品費等	就学予定者・1年	57,060円	1年	64,800円
	6年	64,800円		
校外活動費（宿泊なし）	全学年	1,600円	全学年	2,310円
校外活動費（宿泊あり）	全学年	3,690円	全学年	6,210円
修学旅行費	6年	22,690円	3年	60,910円
修学旅行積立費	—	—	2年または3年	60,910円
通学費（定期券代）	実費（上限40,020円）		実費（上限80,880円）	
学校給食費	実費		実費	
オンライン学習通信費	11,880円（月額990円）		11,880円（月額990円）	

- ◆支給に際し、領収書等の提出は不要です。
- ◆就学前・小6で新入学用品費を支給済の場合、小1・中1では支給されません。
- ◆中学校の修学旅行積立費は、実施前に旅行業者へ支払うもの、修学旅行費は現地での支払うものが対象です。
- ◆オンライン学習通信費は、海老名市教育用Wi-Fiルーターの貸出しを受けている方が対象です。

予算成立前のため予定額は変更となる場合があります

注意事項

【申請・認定】

- ◆申請は**年度ごと**に必要です。前年度に認定されている方も、新たに申請してください。
- ◆申請書の記載漏れ、書類不備、世帯全員の所得が確認できない場合（未申告等）は**審査保留**となります。
- ◆4月に所得審査で認定となった方は、6月の市県民税課税確定後に**再審査**を行います。その結果「**否認定**」になった場合、**認定の取消と援助費を返還**いただく場合があります。
- ◆提出期限後、世帯状況の変化等により申請希望の方は随時受付します。なお、申請から認定まで2カ月程度かかります。



【認定の解除】

- ◆保護者の婚姻等により、支援の必要が無くなった場合、解除事由の日をもって認定解除とし、解除日以降にかかる当該援助費を返還していただく場合があります。
- ◆認定後に、①申請内容に虚偽又は不正があった ②援助費を本来の目的以外のことに使用したことが判明した場合は、認定を取り消し、給付した援助費の全額または一部を返還していただきます。

【学校給食費】

- ◆学校給食費の料金は**市が援助費から直接支払います**ので、保護者が納付・支払いをする必要はありません。ただし、認定までの期間に納期が到来する学校給食費の料金は、お支払いいただく必要があります。

【新入学用品費】

- ◆新入学用品費の入学前支給後に転出した場合、返金は求めませんが、転出先の自治体に本市で支給済の旨を通知します。

【学童保育の保育料補助制度】 問 学び支援課 ☎046-235-4926

- ◆認定された方は、学童保育料の補助を受けることができます。詳細は、認定通知書に同封のチラシを参照ください。

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

学校への提出日 年 月 日

申請者氏名 海老名 太郎
 (保護者) 住所 海老名市勝瀬175番地の1
 電話(自宅) ()
 電話(携帯) ()

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。

また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、援助費の受給額に余剰を生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

(※1)海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費を海老名市に、また、修学旅行積立費を業者に直接支払うことに同意します。また、援助費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

(※1,2)に同意しない場合は二重線で削除

業(学童保育料の補助制度)で使用することを目的に、海老名市スクー情報及びスクールライフサポート認定結果について、同事業の所管課へ提

(注)上記(※1・2)については、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記「(※1)海老名市教育委員会より・・・同意します。」または「(※2)学童保育保護者支援補助金事業・・・同意します。」の部分に二重線で削除してください。同意されない場合、(※1)の学校給食費・修学旅行積立費については、支払いが確認できた後に支給します。

援助を受けたい児童生徒名 ※兄弟姉妹が同じ学校に在籍している場合には1枚での申請が可能です。 ※兄弟姉妹でも、小学生と中学生は別用紙で申請してください。	(フリガナ) エビナ 三郎	生年月日	平成 29 年 10 月 1 日	2 年 海老名 小 学校 1 年 年 年	
	海老名 三郎	平成 29 年 10 月 1 日			
	(フリガナ) エビナ 四郎	生年月日	平成 30 年 12 月 1 日		
	海老名 四郎	平成 30 年 12 月 1 日			
兄弟姉妹が同じ学校に在籍の場合、申請書1枚に連名で記入 ※小中学校で別々に在籍の場合は「小学校1枚」「中学校1枚」の申請書にそれぞれ記入					
新年度の「新学年」を記入					
世帯の状況(お子さんと生計を共にする方全員) ※援助を受けたい児童生徒を除く	フリガナ	児童生徒から見た続柄	生年月日(年齢)	勤務先名称(パート・非常勤含む)又は在学校名・在園名、学年等	所得の有無 ※カッコ内に税申告上の扶養者名を記入してください。
	エビナ タロウ	父	明・大(昭)平・令 57・10・20(42歳)	(株)〇×□	(有)・無 ()
	海老名 太郎	母	明・大(昭)平・令 63・11・7(36歳)	専業主婦	有・無 (海老名 太郎)
	エビナ ハコ	祖父	明・大(昭)平・令 24・4・11(75歳)	無職	(有)・無 (公的年金受給)
	海老名 一夫	兄	明・大(昭)平・令 16・6・1(20歳)	大学2年	(有)・無 (海老名 太郎)
	エビナ イチロウ	兄	明・大(昭)平・令 22・8・1(14歳)	海老名中学校3年	有・無 ()
	海老名 二郎		明・大(昭)平・令		有・無
児童・生徒と生計を同一にしている世帯員「全員」を記入					
所得の「有・無」を記入 ※()は税申告上の「扶養者名」 ※無職で収入がある場合は()に収入源を記入(例：公的年金受給)					

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名をお願いします。

※ 令和7年1月1日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、令和6年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や令和7年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に令和7年1月1日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 海老名 太郎 氏名 海老名 華子 氏名 海老名 一夫
 氏名 海老名 一郎 氏名 氏名

所得のある方「全員」の署名が必要

第1号様式(第4条関係) その2

◎ 援助費の振込先口座

※前年度にスクールライフサポートを受
 ※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は
 ※学校から現金での受取を希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。

通帳を一枚開いたページを確認しながら正確に記入

(注意: ゆうちょ銀行の場合)

※支店名は、通帳見開きの下段「店名・店番(3桁)」です。

通帳上段「記号(5桁)」は支店名ではありません。

※支店名は、数字3桁を記入してください(例: ○二八支店)

※口座番号は、通帳見開き下段を参照ください。

通帳上段「番号(8桁)」も口座番号ですが、末尾「1」は記入不要です

金融機関名	海老名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	海老名	本店・支店 本所・支所	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	エビナ タロウ		金融機関コード	支店コード	口座番号(7ケタ)	
口座名義人 (保護者に限る)	海老名 太郎		0 0 0 0	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7	

◎ スクールライフサポートの受給状況

前年度受けていた 受けたことがある(年度) 今回初めて申請した
 他市区町村で受けていた 【 年度、 市・区・町・村】

申請理由

生活保護を受けていた。(年 月 日 停止・廃止) ※婚姻等による廃止では、認定できませんので、別の理由にて申請してください。

市民税の減免を受けている。※非課税世帯とは異なります。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。)

国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。)

児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 [] 号】
 (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。)

災害()により避難してきたため。

職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください。収入の減少により、生活が苦しい。祖父が病気のため自宅での介護が必要となり、母親が仕事ができず、父親もこれ以上仕事を増やすことができない。)

該当する申請理由に☑を記入
 ※児童扶養手当を申請中の場合、証書番号は未記入で、欄外に「申請中」と記入

◎ 住居について

持家 借家 マンション・アパート その他 ()

賃貸 【 家賃月額 円 】 ※賃貸の場合には賃貸借契約書等のコピーの提出が必要です。(所得審査のみ)
 ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません。
 ※親族等に部屋代として支払っている場合は、この欄に記入してください。

その他 ()

所得審査で「賃貸」に☑の場合は、家賃月額を記入し「賃貸借契約書等の写し」を添付

◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について(任意記入)

審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。

※4月中の支給を希望される場合には、令和7年2月14日(金)までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要がありますのでご注意ください。

※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。何らかの事情により添付ができない場合には、就学支援課までご相談ください。

※市民税課税確定後(6月)に再審査をします。その結果、所得が認定基準額を超えた場合は、すでに支給済の援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

4月審査で1回目支給希望の方は☑
 ※書類不備等により確認ができない場合は、「審査保留」となり1回目支給はできません

※※※ 学校使用欄 ※※※

《 スクールライフサポート実施に伴う学校長所見 》 当該児童生徒の
 特記事項

当該申請者について、上記のとおり報告します。

年 月 日 海老名市立 学校
 海老名市教育委員会 殿 校長

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

<input type="checkbox"/> 認定 () <input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 非認定	生保 減免 児扶 所得 他()
---	------------------------------